

仕様書

1. 事業名称

香美市木のおもちゃプレゼント事業香美市産材製品製作委託業務

2. 事業目的

新しい命を家族に迎えるという大切なときに、乳幼児に向けて香美市産材を使用した木製品をプレゼントすることで、木の良さを五感で感じてもらう機会を設けることで、「木とふれあい、木に学び、木でつながる」という木育の取り組みを通して、将来の「木づかい運動」へとつながるきっかけとなることを目的とする。

3. 業務の概要

香美市産材を使用した製品を市の特設 HP に掲載し、保護者自身に希望する製品を一つ選んでもらいプレゼントする。また、プレゼントにかかる料金の一部を市が負担する。(1万3千円まで市が負担。市負担分を超える料金については保護者が自己負担。)

4. 業務の流れ

(1) 製品登録

香美市産材を使用して製作できる木製品を登録する。

(2) 受注確認

申し込みが届いた場合、13,000円未満の製品の場合は、その時点で受注が完了する。13,000円を超過する製品の場合は、申し込み者に振込先と金額を連絡し、入金を確認できたら受注が完了する。振込手数料は、貴社の負担とする。

(3) 製作

注文を受けた製品を製作する。

(4) 配送の手配

市指定のメッセージカードを同封し、市指定の包装紙で梱包して発送する。配送費は貴社の負担とする。

(5) 到着確認

製品の到着を確認する。

(6) 実績報告、請求

原則月締めで、製品の到着が確認された製品について、別紙2業務報告書にて翌月 10 日までに報告のうえ、市の支払い分を請求する。なお、市への請求の際は、商品の到着確認のできる書類を提出すること。なお、市から受注者への振込にかかる手数料は、市の負担とする。

5. 登録条件

- (1) 県内に本店・支店・営業所を有する事業者であること。
- (2) 香美市産材を製品の主要な部分に使用すること。別紙 香美市内の市産材取扱業者リストを参考にしてください。契約後は、香美市産材の使用を証明するため、年度開始時に別紙1販売証明書（購入証明）又は香美市産材販売業者からの納品書等の写しを提出いただきます。
- (3) 製品は、乳幼児が使用することに対して安全性に配慮していること。また、対象年齢 3 歳未満向け玩具の場合は、子供 PSC マークを取得していること。
- (4) 製品の著作権等の権利関係については、自社にて解決していること。

6. 指定額

登録する木製品の指定額は、原則 1 セットあたり 13,000 円以内（消費税込み）とします。

登録製品の価格が指定額以下の場合は、市が全額を負担し、お支払いします。13,000 円を超過する提案製品の場合は、貴社の指定口座を申し込み者に連絡し、超過額の入金が確認できたら受注となります。申し込み者から貴社への振り込みに係る手数料は貴社の負担でお願いします。

市の支払い分は、納品が確認された分を月まとめでご請求いただき、貴社指定口座に振り込みます。この場合の振込手数料は、市の負担とします。

7. 注文数と受注時期

貴社の製品に申し込みがあった場合に市から発注を連絡します。

ただし、指定額を超える製品への申込の場合は、貴社の振込先を申し込み者に連絡し、貴社での入金確認ができたタイミングが発注となります。

申し込み者の対象者は香美市全体で年間 100 名を想定しています。

注文は 1 セット単位で、受注時期は不定期です。

8. 納品方法・納品場所

注文品の製作が完了し発送準備が整ったら、市が指定するメッセージ式を製品に同封し、市の指定する包装紙で梱包して、申し込み者の指定する場所(原則香美市内) に送付してください。送料は、貴社の負担でお願いします。商品の到着確認のできる書類を請求時にご提出いただきます。到着確認の方法は、別途協議させていただきます。

9. デザイン

香美市から指定するデザインは特にありませんので、自由にご提案ください。

ただし、乳幼児の使用に対しての安全性に配慮してください。また、対象年齢 3 歳未満の乳幼児向け玩具の場合は、子供 PSC マークを取得してください。

著作権を貴社で有する既製品のデザインであっても、新規のデザインであっても、こちらは問題ありません。

製作過程で生じる権利関係、第三者の著作権等の処理は、貴社の責任及び費用で対応してください。

10. 木製品の登録方法

登録する木製品の種類ごとに、別紙「登録用紙」及び添付資料(設計図面、子供 PSC マーク届出書類等)をご提出ください。登録する木製品の種類は、各事業者 5 種類までとします。

※参考資料として、カタログやサンプル品を追加で提出いただいても構いません。

ただし、サンプル品の買取や送料の負担は行っていませんので、ご注意ください。

11. 登録基準

この事業の目的に則した、香美市からのプレゼント品としてふさわしいものとしてします。

登録する木製品は香美市公式ホームページに掲載します。

12. スケジュール(予定)

5月11日	募集開始
9月30日	登録用紙の提出〆切
10月	事業者と登録製品の決定
3月	特設ホームページへの掲載
4月 1日	注文受付開始
随時	申し込み者からの注文

13. 提出場所

「登録用紙」一式の提出場所は、香美市役所本庁4階（香美市土佐山田町宝町1-2-1）の農林課林政係とします。（持参、郵送、メール、データ便での提出可）

14. その他

この事業は、申し込み者がホームページに掲載された選定品から選ぶカタログ注文の形態となりますので、申し込み者からの申込みがなければ、注文がまったく発生しないという可能性があります。申し込み者の自由選択ですので注文を保障することはできません。

本書に記載されていない事項が生じた場合、または、本書の内容に疑義が生じた場合は、香美市役所農林課林政係（電話 0887-52-9283）までご連絡ください。

香美市産木材販売証明書

1. 販売先事業者名

事業者名	
所在地	

2. 販売・出荷内容

販売・出荷年月	材積 (m ³)	樹種	形状
令和 年 月			
令和 年 月			
令和 年 月			

上記のとおり、香美市産木材を販売・出荷したことを証明します。

香美市長 様

令和 年 月 日

販売元事業者名

住
所

氏
名

印

香美市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

代表者氏名 _____

業 務 報 告 書

下記のとおり、香美市木のおもちゃプレゼント事業市産材木製品製作委託業務の
令和 年 月分の業務が完了したので関係書類を添付して報告します。

記

商品名	個数	単価(税込み)	金額	備考
計				

注意 1 申込者負担額は単価欄には含めないようにしてください。

注意 2 申込者の受取りが確認できるものの写しを添付してください。(A4サイズ)

注意 3 請求書(様式は任意)を添付してください。